

令和7年12月18日  
富山市

## 実施方針の策定の見通しについて

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第15条第1項の規定に基づき、実施方針の策定の見通しに関する事項について、下記のとおり公表する。

特定事業の名称	(仮称)とやまくすりミュージアム整備・運営事業
特定事業の期間	事業契約締結日から令和20年3月末まで(予定)
特定事業の概要	(仮称)とやまくすりミュージアムの設計・改修・維持管理・運営業務
公共施設等の立地	富山県富山市牛島町18番7号 アーバンプレイス 3・4階
実施方針を策定する時期	令和7年12月(予定)
担当	富山市商工労働部 コンベンション・商業物産課 電話:076-443-2071